

第三波 時短要請	北海道								宮城県	
	①		②		③		④			
エリア	すすきの地区 (南3条～南8条、西2丁目 ～西6丁目の区域)		札幌市内	すすきの地区 (南3条～南8条、西2丁目 ～西6丁目の区域)		札幌市内	すすきの地区 (南3条～南8条、西2丁目 ～西6丁目の区域)		札幌市内	仙台市青葉区国分町2丁目 及び同区一番町4丁目 (定禅寺通、広瀬通、東二 番丁通、晚翠通内区域)
業種	・接待を伴 う飲食店 (キャバレー、ホ ストクラブ等) ・酒類提供 を行う飲食 店(バー、ナイト クラブ等)	・酒類提供 を行うカラ オケ店 ・酒類提供 を行う料理 店・食堂等 (居酒屋、ラーメ ン店、そば屋等)	接待を伴う 飲食店 (キャバ レー、ホス トクラブ 等)	酒類提供を 行う飲食店 (バー、ナ イトクラブ 等)	酒類提供を 行うカラオ ケ店、料理 店、食堂等 (居酒屋、 ラーメン 店、そば屋 等)	接待を伴う 飲食店 (キャバ レー、ホス トクラブ 等)	酒類提供を 行う飲食店 (バー、ナ イトクラブ 等)	酒類提供を 行うカラオ ケ店、料理 店、食堂等 (居酒屋、 ラーメン 店、そば屋 等)	接待を伴う 飲食店 (キャバ レー、ホス トクラブ 等)	1 接待を伴う飲食店 2 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)
見込対象件数	-		-		-		-		-	-
期間 (開始) (終了)	21日間 11/7(土) 11/27(金)		21日間 11/28(土) 12/11(金)		14日間 12/12(土) 12/25(金)		21日間 12/26(土) 1/15(金)		16日間 12/28(月) 1/12(火)	
要請内容	22時までの時短要請	酒類提供を22時まで	休業	22時までの時短要請	酒類提供を22時まで	休業	22時までの時短要請	酒類提供を22時まで	22時までの時短要請	22時までの時短要請
協力金内容	20万円/店		60万円/店	30万円/店		60万円/店	30万円/店		50万円/店	60万円/店
申請期間	12/1(火)-1/8(金)		12/14(月)-1/8(金)		12/18(金)-1/15(金)		1/18(月)-		未定	
掲載サイト	HP①		HP②		HP③		HP④		HP	
要綱資料	要綱①		要綱②		要綱③				要綱	